

平成29年度社会福祉法人四恩会事業計画書

1. 経営理念

(1) 社会に果たすべき使命（ミッション）

我々は、福祉を必要とする全ての方々へのサービス向上及び地域福祉向上のために事業推進する。

(2) 事業を通して実現したいことは何か（ビジョン）

我々は、ひとりひとりの幸せを共に考え、それを地域の中で実現できるよう支援し、真のノーマライゼーション社会を構築する。

2. 基本方針（計画）

(1) 事業領域（ドメイン）

障害（児）者関連事業をベースに事業を展開する。

(2) 重点事業（ターゲット）

相談支援事業及び障害児（発達障害含む）事業への積極的展開。

グループホーム等の地域生活支援事業推進と新規事業の安定充実。

在宅福祉ニーズに対応する各種事業への積極的展開。

地域貢献社会貢献を目的とした公益的事業の積極的推進。

(3) 行動指針

法人倫理綱領及び行動規範及び法令遵守規程の周知徹底をはかり、理念目的を達成する。

3. 今年度の重点目標

(1) 各サービス事業の利用率を安定向上させる。

(2) コンプライアンスの徹底及び経営全般の適正かつ効果的効率的な運用に努める。

(3) インクルシカ経営の早期安定化及び津幡町太田のグループホーム新設への取り組み。

(4) 第三者評価（自己評価）、苦情解決、外部（内部）監査、情報公開の充実を図り、社会的評価並びに利用者家族満足度を高める。

(5) 継続性のある職員の人材育成を図り、サービスの質及び経営の質を高める。

4. 短期計画（平成29年度）

(1) 津幡町太田（個人寄贈を受けた法人所有地）における新規グループホーム1棟（定員5名）の整備。

5. 中期計画（平成30年度以降整備）

(1) 宝達志水町今浜（法人所有地である現ふれんど関係ホーム敷地内）における新規グループホーム2棟（各定員7名）の整備。

(2) かほく市笠島（かほく市有地である現ウィズ上田名ホーム敷地内）における新規グループホーム2棟（定員7名及び6名）の整備。

6. 長期計画・構想

(1) 介護度支援度の高い方を中心にした新規グループホームの整備。（高齢障害者）

(2) 障がいを持つ方を地域で支援するための専門拠点整備（地域移行、定着支援）

7. 施設・事業所別事業

(1) 法人本部（宝達志水町今浜新耕）

(2) 今浜苑（宝達志水町今浜新耕）

指定施設入所支援事業（定員30名）

指定生活介護事業（定員30名）

指定短期入所事業（定員4名）

指定就労継続支援B型事業（定員20名）

日中一時支援事業（定員4名）：地域生活支援事業

(3) キッチンクラブおしみず（宝達志水町麦生）

指定就労継続支援B型事業（定員40名）

日中一時支援事業（定員4名）：地域生活支援事業

(4) サポート・アメニティあらいぶ（宝達志水町小川）

地域活動支援センターI型（定員45名）：地域生活支援事業

指定一般相談支援事業：地域相談支援事業

指定特定相談支援事業・委託相談事業：羽咋市、宝達志水町

療育相談支援事業：石川県、七尾市、中能登町、羽咋市

日中一時支援事業（定員45名）：地域生活支援事業

指定居宅介護・重度訪問介護事業

指定行動援護事業

指定同行援護事業

移動支援事業：地域生活支援事業

指定福祉避難所：宝達志水町

(5) ライフクリエートかほく（かほく市七窪）

指定生活介護事業（定員20名）

指定就労継続支援B型事業（定員40名）

指定短期入所事業（定員6名）

指定一般相談事業：地域相談支援事業

指定特定相談支援事業・委託相談事業：かほく市、内灘町

日中一時支援事業（定員6名）：地域生活支援事業

(6) みらい塾（宝達志水町小川）

指定就労移行支援事業（定員20名）

(7) ふれんど（宝達志水町今浜：支援拠点2か所）

指定共同生活援助事業（6住居定員計38名）：ふれんど1

指定共同生活援助事業（4住居定員計18名）：ふれんど2

指定短期入所事業（定員1名）：ふれんど1 ウィズ上田名併設

※津幡町太田に新規グループホーム（定員5名）設置後は、かほく市笠島のウィズ上田名を現在の「ふれんど」指定から切り離し、新たに県指定を「ウィズ上田名」として受けて津幡町太田の新設ホームと包括支援する予定。（時期未定）

(8) 学び舎あい（志賀町堀松）

指定共同生活援助事業（1住居定員10名）

指定短期入所事業（定員2名）

指定特定相談支援事業・委託相談事業：志賀町

- (9) チェンジA. (かほく市遠塚)
 - 指定放課後等デイサービス事業 (定員10名)
 - 指定児童発達支援事業 (定員10名)
 - 日中一時支援事業 (定員3名): 地域生活支援事業
- (10) インクルしか (志賀町堀松)
 - 指定生活介護事業 (定員20名)
 - 指定短期入所事業 (定員2名)
 - 日中一時支援事業 (定員5名): 地域生活支援事業

8. 共通運営方針

(1) サービスの質の向上と業務の効率化

利用者サービス並びに地域貢献の更なる向上を目指しつつ、適正な職員配置に努めるとともに、利用者並びに地域住民が安心でき、満足できる事業運営を推進します。

(2) 経営基盤の安定

利用者数 (利用率) の安定向上を図るとともに、コスト削減への意識と具体的実践を通して、経営基盤の安定を実現します。

(3) 人材育成 (研修) の重要性

法人の発展には、人材育成が不可欠であり、各施設及び事業所毎の研修計画に基づき、質の高い人材を継続的に育成するとともに、人事考課による評価分析を実施します。

※法人キャリアパス連動総合研修制度創設 (新任、中堅、リーダー)

(4) 防災、安全 (運転・衛生) 管理、建物設備の維持管理

利用者の安全確保並びにより安心して生活 (活動) できる環境整備に努め、各種必要な計画実施及びマニュアル作成運用、内部外部研修参加、定期的な点検整備、積極的な環境改善について推進します。

(5) 施設・事業所機能の専門性と地域貢献推進

多様化する個別ニーズ並びに機能の充実を図るとともに、各施設事業所が地域貢献に対する認識を高め、具体的かつ特色ある実践に取り組みます。

※あらゆる福祉避難所指定を受けた人的貢献を中心にした活動

9. 法人運営事業

(1) 理事会・評議員会の開催 (6月、3月、随時)

(2) 評議員選任・解任委員会の開催 (必要時)

(3) 外部 (内部) 監査の実施 (年1回以上)

(4) サービス評価 (第三者・自己) の実施 (実施の有無及び内容時期等は事業所毎)

(5) 会議・委員会の開催

○法人共通: 経営運営会議 (随時—理事長、業務執行理事)

事務局会議 (月1回—事務局長、事務局員)

コンプライアンス委員会 (事務局会議併催)

個人情報管理委員会 (事務局会議併催)

情報公開 (HP) 運営委員会 (随時—委員)

社会福祉充実計画評価適正会議 (業務執行理事、事務局員、今村会計)

倫理委員会 (随時—倫理委員)

研修委員会 (随時—研修委員)

- 今 浜 苑：職員全体会議（月 1 回）
 - 個別支援計画会議（月 1 回）
 - サービス管理責任者会議（随時）
 - 生活・入所支援会議（月 1 回）
 - 就労継続支援会議（月 1 回）
 - 評価会議（年 4 回）
 - 食事サービス会議（月 1 回）
- キッチンクラブ：職員全体会議（月 1 回）
 - サービス管理会議（月 1 回）
 - 作業評価会議（年 2 回）
 - 食事サービス委員会（月 1 回）
 - 第三者委員報告会（年 3 回）
 - 個別支援会議（随時）
- あらいぶ：合同職員全体会議（月 1 回）
 - 相談支援会議兼自立支援協議会運営会議（週 1 回）
- ライフクリエート：職員全体会議（月 1 回）
 - 介護・訓練会議（月 1 回）
 - 就労会議（月 1 回）
 - 就労支援会議（月 1 回）
 - 売上向上対策会議（月 1 回）
 - 作業評価会議（年 2 回）
 - 食事サービス委員会（月 1 回）
 - 保健衛生委員会（月 1 回）
 - 防災委員会（隔月 1 回）
 - 安全対策委員会（月 1 回）
 - 第三者委員連絡会（年 4 回）
 - サービス向上委員会（月 1 回）
- みらい塾：職員会議（月 1 回）
- ふれんど：職員会議（月 1 回）：ふれんど 1
 - サービス管理会議（随時）：ふれんど 1
 - ホームスタッフ会議（月 1 回）：ふれんど 2
- 学 び 舎：職員全体会議（月 1 回）
 - 相談支援会議兼自立支援協議会運営会議（週 1 回）
- チェンジ：職員会議（月 1 回）
- インクル：職員全体会議（月 1 回）
 - 食事サービス委員会（月 1 回）
 - 保健衛生感染症予防委員会（月 1 回）
 - 地域連絡協議会（年 2 回）
- (6) 処遇改善キャリアパス要件の達成検討会（年 1 回）
- (7) キャリアパス連動総合研修（初任者、中堅、リーダー研修年 3 回）
- (8) 人事考課会議（年 1 回）
- (9) 社会福祉充実計画検討会（年 1 回）

10. 福利厚生事業

- (1) 職員のメンタルヘルスを各施設事業所で最重視する。(ワークライフバランス)
- (2) 各種リフレッシュ、職場環境改善事業を職員の要望を反映し施設事業所毎に推進する。
- (3) 職員表彰規程に基づく事業を各施設事業所にて実施する。

11. 情報公開 (HP・施設事業所閲覧及び揭示)

- (1) より適切でわかりやすい各種情報をタイムリーかつ積極的に公開揭示する。

12. 地域貢献及び社会貢献事業

- (1) 法人共通及び施設事業所毎に、地域及び社会貢献事業を積極的に計画実施する。

13. その他

(1) 事業管理責任の明確化 (ガバナンス)

各事業の責任所在を管理者に一元化し、各施設事業所における職員の役割については、管理者責任のもと、裁量権限等についても明確にし、周知させるものとする。

なお、経営状況の把握及び必要であれば経営改善についても管理者が全責任を担い、経営の安定及び発展に全力で取り組む。

(2) 法令遵守の徹底 (コンプライアンス)

組織及び個人の遵守すべき法令規範等については、いかなる違反も許さず、法令遵守の徹底を図る。

(3) 合理的配慮 (権利擁護) への現状把握と改善

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、利用者支援に向けた環境整備についての現状を各事業所にて把握し、改善点を整理するとともに、その改善を継続して実施する。

また虐待防止等についても、その徹底を施設事業所毎に継続して取り組むものとする。

(4) 職員の働き方への柔軟な対応 (離職防止と定着)

人材確保及び育成が何より求められる中で、職員が働くうえでさまざまな多様化した背景要因 (自身の健康、親や配偶者の介護、子育て、社会貢献、自己啓発など) が存在し、また急にそうした状況に誰しもが陥ること等による離職防止を最大の目的として、個々人の働き方に対して組織として最大限配慮した環境を整備するよう努める。

(5) 宝達志水町福祉避難所協定に基づく体制整備

障がい者を優先的に受け入れる目的での福祉避難所指定の協定締結を受けて、ハードソフト両面で万全の体制を構築できるよう体制整備する。

また、町内各関係団体と事前に周知連携を図り、万一の際に適格かつスムーズな安否確認及び非難受け入れ対応ができるよう努める。